

## 国立大学に対する予算の充実を求める声明

—第3期中期目標期間に向けて—

平成27年3月27日

国立大学法人宮城教育大学 経営協議会学外委員

砂 金 慎 (河北新報社総務局教育プロジェクト事務局長)

上 田 昌 孝 (仙台市教育委員会教育長)

遠 藤 純一郎 (独立行政法人教員研修センター顧問)

鈴 木 洋 (宮城県教育庁教育次長)

瀬 戸 純 一 (駿河台大学メディア情報学部教授)

野 中 敏 行 (トヨタ自動車東日本株式会社執行役員)

(50音順)

私たちは、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号にもとづく経営協議会の学外委員として、国立大学法人宮城教育大学の大学経営の審議に参画し、その専門性や社会的背景を活かして、大学が社会からの信頼と支援が得られるようにするための役割を果たしてきました。国立大学法人法が改正され、経営協議会委員の過半数は学外委員で構成することとなり、私たちは、より主導的かつ積極的に大学経営に参画し、国民や社会に対して説明する責任を果たさなければならなくなったものと認識しています。

地方の国立大学は、その地域の発展を牽引する人材を育成することにより、地域社会の発展の基盤を形成する役割を担ってきました。宮城教育大学は教員養成大学として設置され、平成19年度には、教育課程を教員養成に一本化することで、その役割をより明確にしてきました。平成25年度のミッションの再定義により、広域型拠点大学として東北地区唯一の教員養成単科大学としての役割を果たすことが求められています。

先般の国会において、下村博文文部科学大臣は、「大学の教育研究活動を支えるには、財政基盤を確立した上で、メリハリある配分を行うことが重要です。国立大学法人運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成を安定的に確保するとともに、改革を進める大学を重点的に支援します。」と所信表明されています。国立大学法人法に基づき大学経営に関与してきた者として、昨今の政府や審議会等の議論やこれまでの国立大学に対する財政支援状況をみると、今後の機能強化を図るべき平成28年度からの第3期中期目標期間における国立大学の財政基盤の行く末に不安を感じるものがあります。

宮城教育大学は平成16年度に法人化してから今日に至るまで、基幹財源である国からの運営費交付金を継続的に削減され（1.8億円減）、その間、宮城教育大学は教員定員削減計画を策定することにより、20名の削減を行ってきました。また、実施業務の効率化と業務費節約、さらには競争的資金の獲得に努めてきました。その不断の努力を継続しつつも、更なる経費削減を図ることは困難であり、平成27年度の学内予算策定においては、教員研究費を前年度の5割削減、その他の事業費を3割削減と決

定したところであります。こうした努力は継続していくにしても、更なる経費削減を図ることは困難であり、宮城教育大学のミッションである教員養成に、深刻な影響が危惧されるところであります。また、これまで国家公務員の給与に準拠してきた職員給与の下方見直しも視野に検討せざるを得ない状況となり、このままでは、「教育人材の確保」や「教育研究の質の保証」を成すことが至難の業となっていくと憂慮されます。

第3期中期目標期間に向けて、宮城教育大学がさらなる機能強化によって広域型拠点大学としての役割を示していかなければならない時期です。地域創生を担う地方に立脚する国立大学として、その責務を果たせる安定的な財政支援の方針が確立されるよう、ここに強く要望するものであります。